第23期　第25回 農業委員会総会審議結果

開　催　日　時	令和元年10月28日(月曜日) 午後2時00分～午後2時40分				
開　催　場　所	苫小牧市役所第二庁舎2階北会議室				
出席農業委員	山内　幸子	丹羽　秀則	中岡　亮太	今泉　宏治	計 7 名
	及川　末男	五十嵐　堅司	野村　真理子		
欠　席　委　員					
議事録署名委員	五十嵐　堅司	野村　真理子			

出席推進委員	寒河江　一富	佐久間　貴子	早勢　光明	黒坂　章	計 5 名
	山本　まり子				
欠　席　委　員	羽原　吉一				

審議内容

報告第1号　現況証明願いの専決処分について

番号	所在地番	公簿地目	農地台帳地目	面積（㎡）	申　請　者（所有者）	願出理由	確認結果	確認委員
1	字植苗 173番1	畑	登録なし	1,294	[redacted]市[redacted]町 [redacted]丁目[redacted]番[redacted]号 土地家屋調査士 [redacted] （[redacted]市[redacted]町 [redacted]丁目[redacted]番[redacted]号）	地目変更のため	農地･採草放牧地以外	農業委員 山内　幸子 今泉　宏治 推進委員 寒河江一富 佐久間貴子 早勢　光明

審議結果	原案承認

報 告 第 2 号　農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
（相続による権利の移動）

1 権利を取得した者の氏名	氏　名	住　所		
	[redacted]	[redacted]市[redacted]丁目[redacted]番[redacted]号		
2 届出に係る土地の所在等	所 在・地 番	地目 公 簿	地目 現 況	面 積（㎡）
	ときわ町 3 丁目 7 番 4	畑	畑	631
	ときわ町 3 丁目 7 番 5	畑	畑	2,365
	美原町 1 丁目 1 番 2	畑	畑	3,441
	美原町 1 丁目 1 番 4	畑	畑	965
	美原町 1 丁目 16 番 1	畑	畑	2,960
	美原町 1 丁目 16 番 2	畑	畑	3,245
	美原町 1 丁目 17 番	畑	畑	5,932
	美原町 1 丁目 22 番	畑	畑	7,162
	合　計（農地面積）			26,701
3 権利を取得した日	平成 30 年 12 月 23 日			
4 権利を取得した理由	[redacted] 死亡による相続			
5 取得した権利の種類及び内容	所有権			
6 農業委員会によるあっせん等の希望の有無	有 ・ 無			

審議結果	原案承認

報 告 3 号　農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
（自己転用）

所 在 ・ 地 番	地目 公 簿	地目 現 況	面 積（㎡）	土地所有者の住所・氏名
美原町1丁目　1番4	畑	畑	965	[redacted]市[redacted]
美原町1丁目16番1	畑	畑	2,960	[redacted]丁目[redacted]番[redacted]号
美原町1丁目16番2	畑	畑	3,245	[redacted]

転　用　の　詳　細	備　考
1 転用の目的 物納の為、農地以外とする 2 転用の時期 届出受理後	

※農地法第4条第 1 項第 7 号の規定による届出書審査書は別紙 1

審議結果	原案承認

報 告 第 4 号　平成30年度農業委員会費の決算について

1 歳 入　（単位:円）

科　目	予算額	決算額	比 較	説　明
農 業 手 数 料	28,000	46,800	18,800	現況証明、営農証明外
農 業 費 負 担 金	1,296,000	1,699,000	403,000	農業委員会活動促進事業負担金
農 業 費 補 助 金	50,000	50,000	0	機構集積支援事業補助金
農業委託手数料	188,000	214,700	26,700	農業者年金業務委託手数料外
計	1,562,000	2,010,500	448,500	

2 歳 出　（単位:円）

科　目	予算額	決算額	不用額	説　明
報　酬	5,352,000	5,352,000	0	委員報酬
旅　費	551,000	497,920	53,080	費用弁償、管内視察、諸会議
需 用 費	158,000	157,983	17	消耗品（50,000円は機構集積事業）
役 務 費	43,000	43,000	0	郵便料
使用料及賃借料	186,000	52,457	133,543	管内視察ﾊﾞｽ借上げ代
負担金及交付金	105,000	104,100	900	農業会議、胆振地方農業委員会連合会等
計	6,395,000	6,207,460	187,540	

審議結果	原案承認

議 案 第 1 号　現況証明願いの下附について

所在・地番	公簿 地目	農地台帳 地　目	面積 （㎡）	申　請　者 （所有者）	願出 理由	調査 結果	調査委員
字樽前 85番1	畑	登録なし	5,447	[redacted]郡[redacted]町 [redacted]丁目[redacted]番地 ㈱[redacted] 代表取締役 [redacted] [redacted] （[redacted]市字[redacted] [redacted]番地[redacted] [redacted] [redacted]）	砂利採取申請の為	農地・採草放牧地以外	農業委員 及川　末男 野村　真理子 推進委員 黒坂　章 羽原　吉一 山本　まり子

審議結果	原案可決

議 案 第 2 号　農地法第５条の規定による許可申請いついて

（使用貸借による権利の設定）

土地の表示				貸主の住所・氏名 生年月日 （設立年月日）	借主の住所・氏名 生年月日 （設立年月日）
所在・地番	地目		面積 （㎡）		
	公簿	現況			
字樽前					
72 番 1 の内	牧場	畑	905	[redacted]市	[redacted]郡[redacted]町
80 番 1 の内	牧場	畑	23	字[redacted] [redacted]番地	[redacted]丁目[redacted]番地
80 番 3 の内	牧場	畑	3,674	㈲[redacted]	㈱[redacted]
81 番 1 の内	牧場	畑	1,416	代表取締役	代表取締役
81 番 3 の内	牧場	畑	1,171	[redacted]	[redacted]
82 番 1 の内	牧場	畑	12,627	（S[redacted]設立）	（S[redacted]設立）
83 番 1 の内	牧場	畑	14,612		
83 番 2 の内	牧場	畑	869		
96 番 22 の内	牧場	畑	1,076		
			（36,373）		

権利を設定しようとする理由の詳細	権利を設定しようとする契約の内容
当該地は畑として利用しておりますが、表土に火山礫が混入しており耕作の悪い部分があり作業効率も悪いので、この農地から土砂を採取し跡地を埋め戻し、当地の良質な表土で敷き均し整地して、優良な畑として復元する。	1）設定の時期 許可日から 2）権利の存続期間 許可日から１年間

転用計画の詳細	資金・事業計画の詳細	備考
1）転用の目的 砂利採取 2）転用の時期及び概要 許可日から１年間 砂利採取量 39,691 ㎥	1）資金計画の内訳 自己資 [redacted]千円 2）事業費の内訳 事業費 [redacted]千円 工事費 [redacted]千円 埋戻費 [redacted]千円	

※農地法第５条許可申請確認書は別紙２

審議結果	原案可決

議 案 第 3 号　農用地利用状況報告いついて

農業経営基盤強化促進法施行細則第 16 条の 2 の規定による報告

利用権設定を受けた者の氏名等	(有)[redacted]			
農用地等の面積 (第 16 条の 2 第 1 項 2 号)	権利設定		農用地等の面積(㎡)	
	解除条件付賃貸借		畑	その他
			16,164	78,267
耕作の状況 (第 16 条の 2 第 1 項 3 号)	作物の種類	作付面積(㎡)	生産量(㎡)	反収(㎡/10a)
	畜産	ー	260 頭	
	アロニア	5,000	200kg	40kg
	その他	11,164	1,000kg	90kg
	計	16,164	1,200kg	74kg
周辺の農用地に及ぼしている影響(第 16 条の 2 第 1 項 4 号)			なし	
地域農業との役割分担の状況(第 16 条の 2 第 1 項 5 号)			なし	
添付資料(第 16 条の 2 第 2 項)			なし	

※農業経営基盤強化促進法第 20 条の 2 第 1 項確認表は別紙 3

審議結果	原案可決

その他

(1)第 23 期第 26 回農業委員会総会の開催について

11 月 25 日(月)　午後 2 時からの開催予定

別紙　1

農地法第4条第1項第7号の規定による届出書 審査書

届出人: [redacted]	代理人: [redacted](株)	作成者: [redacted]
点　検	確　認	適否
届出の土地が市街化区域内にある。	いずれも、市街化区域内である。	○
届出書の法定記載事項が記載されている。	届出者の住所及び職業	○
	土地の所在等(所在・地番・地目・面積・所有者・耕作者)	○
	転用計画(転用目的・転用時期・転用の目的に係る事業又は施設の概要)	
	転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要	
添付書類が具備されている。	土地の位置を示す地図	○
	土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る)	○
	農地法第18条第1項の許可を証する書面(届出に係る農地が賃貸借の目的となっている場合)	
	委任状(届出人以外の者が届出・受理する場合)	○
	参考となる資料 配置図、建物平面・立面図	

別紙 2

農地法第５条許可申請書確認書

第23期第25回農業委員会　議案第2号

申請者(4条)	借　主(5条)	貸　主(5条)	確認者
－	株式会社 [redacted]	有限会社 [redacted]	[redacted]

1　立地基準

(1)農地区分の判断

判　断　項　目	該当	備　考
【農用地区域内農地】		
農業振興地域整備計画における農用地区域内	レ	
【甲種農地】(市街化調整区域内にある農地)		
概ね 10ha 以上の一団の農地で、高性能農業機械による営農が可能な農地	－	
農業公共投資対象後８年以内の農地	－	
【第１種農地】		
概ね 10ha 以上の集団的農地	－	
土地改良事業等の農業公共投資の対象農地	－	
農業生産力の高い農地	－	
【第２種農地】		
鉄道の駅や市町村役場等から 500m 以内の区域内(宅地割合が 40％を超える場合は 1km を限度に延長可)農地	－	
農業公共投資対象外の生産性の低い小集団(概ね 10ha 未満)農地	－	
【第３種農地】		
水道管、下水道菅、ガス菅のうち2種類以上が埋設の路沿道で、概ね 500m 以内に２以上の教育施設等の公共公益的施設が存在	－	
申請地から概ね 300m 以内に鉄道の駅、インターチェンジ、市町村役場等がある	－	
住宅、事業所、公共施設又は公益的施設が連担	－	
街区の面積に占める宅地の面積割合が 40％超	－	
都市計画法の用途地域内	－	
土地区画整理事業等の施行区域内	－	

(2)上記により判断した理由(判断理由の根拠となった図面・資料等も添付)

申請地については、市街地から南西約 5kmに位置する農業振興地域の整備に関する法律に基づき市が定める農業振興地域整備計画において農用地等として利用するべき土地として定められた区域内にある農地であり、農地法第5条第2項第1号イに該当する「農用地区域内農地」と判断する。

(3)農用地区域内農地等における不許可例外事由

〇令第11条第1項第1号のイ

事業(許可後1年間)実施後、優良農地に復元される一時転用事業。

〇令第11条第1項第1号のロ

令和元年 10 月 11 日付け苫農水第 128 号により、市農業振興地域整備計画の達成上支障が無い旨、意見付きで回答有り。

各号全て該当することから、許可対象としてやむを得ない。

2　一般基準

(1)事業実施の確実性

確　認　事　項	可否	備　考
資力、信用力	可	残高証明書
転用行為の妨げとなる権利(貸借権、(根)抵当権、地上権等)者の同意等	—	
遅滞ない申請用途に供する見込み	—	
他法令の許可、認可等の処分見込み	可	砂利採取法第16条に基づく採取許可申請中
法令(条例含む)により義務付けられている行政庁との協議	—	
非農地と申請地との一体的な利用の確実性	—	
転用面積の妥当性	—	
転用目的が土地造成のみでないこと (宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性)	—	

(2)被害防除措置の妥当性

確　認　事　項	可否	備　考
土砂の流出、崩壊等災害の発生	可	・隣接地間に保安距離 2～5mで設置、法面勾配については1:1.5を計画されており、安全性は確保されていると考える。 ・表土除去等の際の地下水については、作業状況に応じ集水地を設け、ポンプアップし汚泥処理により場外排水路に排水する。
農業用排水施設の有する機能の支障	—	
周辺農地の営農条件への支障(日照、通風、分断、蚕食等)	—	
農道、ため池その他の農地の保全又は利用上必要な施設の有する機能への支障	—	

(3)一時転用

確　認　事　項	可否	備　考
事業終了後の農地復元(表土の確保等)	可	埋め戻し土砂売買契約書
設定する権利が賃借権又は使用貸借権	可	土地賃貸借契約書

3　添付書類

(1)必須の添付書類

書　類　等	備　　　考	チェック欄
定款又は寄付行為（法人の場合）	定款、寄付行為等に定められた目的、業務の確認	レ
法人の登記事項証明書（法人の場合）		レ
土地の登記事項証明書	全部事項証明書（要約書は不可） 転用面積は原則土地登記簿の地積による	レ
地番図	公図（地積図）等	レ
位置図及び付近の状況を表示する図面（周囲を含めた現況地目図）	必要に応じ色塗り	レ
	「農地の区分」が明確に判断できるもの	レ
申請建築物又は施設の面積、位置及び施設間の距離を表示した図面	縮尺1／500～1／2,000程度	－
資力・信用があることを証する書面	残高証明書、融資証明書等	レ
	必要に応じ過去の事業実績確認書	－
所有者、地上権者等の同意書	所有権以外の権限で申請の場合は所有者同意書	－
	地上権等の権利者がいる場合はその者の同意書	－
	賃貸借の場合は農地法第20条関係書面	－
他法令の許認可等の書面	許認可や議決等を了している場合	レ
土地改良区の意見書	土地改良区域内の場合	－
水利権者、漁業権者等の同意等	取水・排水等で調整等を要する場合	－

(2)その他の添付書類

書　類　等	備　　　考	チェック欄
実測図等（一筆の一部を転用する場合）	所有権移転の場合は分筆後の申請を指導	レ
転用行為の妨げとなる権利者の同意書	抵当権者等の同意書	－
事業計画書	（採取計画）	レ
事業計画の詳細	（　〃　）	レ
必要面積算定根拠	（求積 図）	レ
被害防除計画	（採取計画）	レ
工事工程表		レ
土地利用計画図		－
造成計画図（平面図、縦横断図）		－
取水、排水（雨水）等関係図面	（排水施設使用願）	レ
農地以外の土地の利用関係書類	土地利用の契約又は同意書の写し、関係機関等との協議経過書類	レ
住民票	登記事項証明書と住所等が異なる場合	－
真正な権利者の証明（戸籍謄本、遺産分割協議書写し、相続放棄書写し、相続系統図、印鑑証明又は同意書等）	相続未登記の場合	－
復元関係書類（砂利採取法等許可申請写し、埋戻土砂確保関係等書面（土量計算等）、関係図面（縦横断図等）など）	一時転用の場合	レ
農振整備計画に係る市町村の意見等	農用地区域内の一時転用の場合で、農振整備計画への支障がないことを確認	レ
写真	現況写真、航空写真	－
その他	各法令に基づく許認可、告示等の写しなど	レ

別紙 3

農業経営基盤強化促進法第20条の2第1項 確認表

第 23 期第 25 回農業委員会総会 議案第3号

賃借人:(有)[redacted]	賃貸人: [redacted]	作成者: [redacted]	
法20条の2条項		判断理由	該当
第1項第1号 (地域との調和・影響)	・その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。	事実はない。	しない
第1項第2号 (継続的安定的農業経営)	・地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。	労働力が確保され、畜産業として農地を利用している。	しない
第1項第3号 (法人の場合の常時従事)	・その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。 ※常時従事 :150日以上 農業従事 :農作業以外の企画管理を含む	業務執行役員のいずれもが常時従事している。	しない

参考

農地法第3条第2項第1号(権利移動の許可要件)	判断理由	取消しに該当
全部効率利用要件 農地の権利を取得しようとする者またはその世帯員等が権利を有している農地および許可申請に係る農地のすべてについて、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること。	すべての農地を効率的に利用している。	しない